

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第三十号）

改正案	現 行
<p>第一号様式 (略) (記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地 a～c (略) <u>d 報告書の提出者が個人であって、その住所を記載した書面を報告書に添付する場合には、「住所又は本店所在地」欄の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。</u> e (略) (4)～(8) (略) (9) 提出者の概要 a・b (略) <u>c 報告書の提出者が個人であって、その住所を記載した書面を報告書に添付する場合には、「住所又は本店所在地」欄の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。</u> d 提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧氏名又は名称」及び「旧住所又は本店所在地」欄に、変更前の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地を記載すること。<u>なお、報告書の提出者が個人である場合には、変更前の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。</u> e (略) <u>f 報告書の提出者が個人であって、その生年月日を記載した書面を報告書に添付する場合には、「生年月日」欄の記載を省略しても差し支えない。</u> g・h (略) (10)～(14) (略) (15) 保有株券等の取得資金 a (略) b 借入金の内訳 <u>「取得資金の内訳」欄に記載した借入金の内訳について記載すること。</u> <u>「業種」欄には、「銀行」、「その他の金融機関」(令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。)、<u>「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等具体的に記載すること。</u></u> <u>借入先が個人である場合には、「所在地」欄の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。</u> <u>「借入目的」欄には、取得資金が銀行又はその他の金融機関(以下この様式において「銀行等」という。)からの借入金である場合において、借入れを行った際に当該借入れを株券等の取得資金に充てることを当該銀行等に対して明らかにしなかった場合には「1」を記載し、明らかにした場合及び取得資金が銀行等以外からの借入金である場合には「2」を記載すること。「1」を記載した場合には、その借入金の借入先については、「借入金の内訳」の「名称(支店名)」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載せず、「借入先の名称等」の「名称(支店名)」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載すること。</u> c (略) (16)～(22) (略)</p>	<p>第一号様式 (略) (記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地 a～c (略) (新設) <u>d (略)</u> (4)～(8) (略) (9) 提出者の概要 a・b (略) (新設) c 提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧氏名又は名称」及び「旧住所又は本店所在地」欄に、変更前の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地を記載すること。 <u>d (略)</u> (新設) e・f (略) (10)～(14) (略) (15) 保有株券等の取得資金 a (略) b 借入金の内訳 <u>「取得資金の内訳」欄に記載した借入金の内訳について記載すること。</u> <u>「業種」欄には、「銀行」、「その他の金融機関」(令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。)、<u>「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等具体的に記載すること。</u></u> <u>「借入目的」欄には、取得資金が銀行又はその他の金融機関(以下この様式において「銀行等」という。)からの借入金である場合において、借入れを行った際に当該借入れを株券等の取得資金に充てることを当該銀行等に対して明らかにしなかった場合には「1」を記載し、明らかにした場合及び取得資金が銀行等以外からの借入金である場合には「2」を記載すること。「1」を記載した場合には、その借入金の借入先については、「借入金の内訳」の「名称(支店名)」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載せず、「借入先の名称等」の「名称(支店名)」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載すること。</u> c (略) (16)～(22) (略)</p>